

第1章 調査の概要

1 調査の背景

近年、少子高齢化や地域における人口減少、社会的ニーズの変化等に伴い、空家等が年々増加し、空家等の問題が深刻化することが懸念されています。こうした状況の中、空家等対策計画の作成、その他の空家等に関する施策を推進するために必要な事項を定めることにより、空家等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって公共の福祉の増進と地域の振興に寄与することを目的とした「空家等対策の推進に関する特別措置法（以下、「空家等特措法」という。）」が平成27年（2015年）5月26日に施行されました。

つくば市（以下、「本市」という。）においても、適切な管理が行われず放置された空家等から生じる問題は深刻であり、「つくば市空き家等適正管理条例」を平成25年（2013年）4月1日に施行し、空家等の適切な管理の促進を図ってきました。また、つくば市空家等対策計画を平成30年（2018年）に策定し、適切な管理に加えて、空家等の利活用の促進に取り組んできました。

現在、本市の人口は増加し続けていますが、つくばエクスプレス沿線地区において、新しい住宅の建設や人口増加が進む一方で、筑波地区や荃崎地区では、この15年間人口が減少し続けています。このような本市の現状を鑑み、空家等に関する施策の成果を検証し、総合的かつ計画的な推進を図るため、令和5年度（2023年度）を始期とする第2期つくば市空家等対策計画として改定しました。

2 調査の目的

市内の空家等の実態を調査するとともに、所有者等へのアンケートを実施し、前回調査から比較した空家等の増減や、空家等の発生原因及び所有者の意向等を把握することにより、空家等の利活用や適正管理等の施策及び第2期空家等対策計画策定の基礎資料とするものです。

3 調査地域

つくば市全域

4 調査対象

一戸建ての専用住宅及び併用住宅で空家等と考えられるもの
共同住宅のうち全室が空室と考えられるもの
※ただし、国家公務員宿舎は除く

5 調査の実施期間

令和4年（2022年）8月1日 ～ 令和4年（2022年）10月31日